

# 菰野町太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

令和6年 9月

菰野町

## 1 目的

このガイドラインは、菰野町における太陽光発電施設の設置に伴い、自然環境や生活環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止等の観点から、地域住民等へ事業概要を説明し、地域住民等と十分にコミュニケーションを図るなど、太陽光発電により電気を供給する事業を行う者（以下「事業者」といいます。）に対し、地域と共生した太陽光発電施設の適正な導入を促すことを目的とします。

## 2 対象施設

このガイドラインは、事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」といいます。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定申請（認定申請中や変更認定申請を含みます。）を行う次の施設を対象とします。

- 対象施設 太陽光発電施設
- 設置場所 菰野町内
- 施設規模 出力 10kW 以上 50kW 未満

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号の建築物に設置されるものを除く。
- 出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値とする。

※なお、出力 50 kW 以上の太陽光発電施設については、三重県が策定するガイドラインの規定に従う必要があります。また、国のガイドラインは、施設規模に関係なく、全ての太陽光発電施設を対象としています。

## 3 事業者の遵守事項

事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守してください。なお、以降の内容について、国のガイドラインに記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」

に該当する事項には（国）と表記します。

- (1) 地域住民等との協調を保つため、認定申請（認定事業者（再エネ特措法第2条第5項の認定事業者）の変更等、重要な事項を変更する変更認定申請を含みます。）の3か月前までに事業計画の説明会を開催し、事業に対する意見等の把握に努めてください。（国）
- (2) 地域住民等から出された要望、意見等に対しては、書面を交付する等、迅速かつ誠実な対応をしてください。また、太陽光発電施設設置後、太陽光発電施設に起因して発生した苦情に対しても、迅速かつ誠実な対応をしてください。（国）
- (3) 関係法令等を遵守し、周辺的生活環境及び景観との調和に配慮してください。（国）  
なお、関係法令に関する許認可等の手続などは、当町に事業概要書を提出する前に完了させてください。
- (4) 太陽光発電施設設置区域内における除草等の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、周辺環境への影響を考慮するとともに、地域住民等へ説明する等の配慮をしてください。（国）
- (5) 火災、風水害、土砂流出等の災害及び事故が発生しないよう適切な災害防止対策及び安全対策を講じてください。（国）  
特に雨水排水について、降雨量等から想定される雨水を排水するため、流量の計算等を行ったうえ、排水路の改修、調整池の設置等その他の適切な措置を講じてください。
- (6) 事故、機器の故障、災害等が発生した場合、速やかに対応するため、事業者の名称、連絡先その他の必要な事項を記載した標識を敷地内の見やすい場所に設置してください。（国）
- (7) 太陽光発電施設を適切に維持管理していくため、日常的な巡視及び定期的な点検を行ってください。（国）  
実施した保守点検及び維持管理の内容について記録及び保管し、当町の求めに応じて提出できるようにしてください。
- (8) パワーコンディショナー等からの騒音若しくは振動又はパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じてください。（国）
- (9) 事業を廃止した時は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づいて、速やかに事業者の責任により撤去等適切に処理し処分してください。また、再エネ特

措法に基づく固定価格買取制度の価格には、廃棄費用が含まれていることに留意し、撤去及び処分に係る費用を確保してください。（国）

(10) 上記の他、再エネ特措法の規定及び国や三重県のガイドラインを遵守してください。

#### 4 関係法令に基づく手続

- (1) 事業者は、太陽光発電施設を設置する場合において、別表の関係法令等に該当する場合は、当該太陽光発電施設の規模にかかわらず、当町の関係課及び関係行政機関と事前に協議し、必要な手続を行ってください。なお、新たに太陽光発電施設の設置に係る法令が制定された場合又は既に制定されている法令の適用を受けることとなった場合は、その法令の定めるところにより必要な手続を行ってください。（国）
- (2) 事業者は、別表の「設置するのに適当でない区域」及び「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を参考に土地の選定及び開発計画の策定を行ってください。
- (3) 事業者は、別表の「設置するのに適当でない区域」及び「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」以外であっても、土地の選定に当たっては、関係法令等を十分に確認し、検討や調整を行ってください。
- (4) 事業者は、太陽光発電施設の設置に関し、防災、環境保全、景観保全等の観点から、地域住民等の理解が得られず、事業が進まないケース、想定していなかったコストの発生等、様々な事業リスクが生じる可能性があるため、「設置するのに適当でない区域」及び「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」に関わらず、地域住民等の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民等の声に十分配慮し、土地の選定及び開発計画の策定を行ってください。

#### 5 事業概要書の提出

事業者は、説明会開催（認定申請の3か月前）の1か月前までに事業概要書（様式第1号）を、変更認定申請の場合は事業概要書（変更）（様式第2号）を当町へ提出してください（提出部数については当町の指示に従ってください）。提出された事業概要書は、必要に応じ、三重県及び国の間で共有するとともに、地域住民等から求められた場合は、地域住民等に情報提供を行うことがあります。

## 6 地域住民等とのコミュニケーション

地域住民等とのコミュニケーションを図るため、実施する事業の概要について、個人情報の取扱いに十分配慮しながら地域住民等へ説明会を開催し、その結果について、地域住民等への説明報告書（様式第3号）を作成のうえ、説明を実施した相手方に内容を確認し渡してください。その後、この報告書を当町にも提出してください（事業概要書（変更）を提出する場合も同様です）。また、地元説明会の対象とすべき地域住民に関しては事前に当町へ確認してください。なお、当町はこの報告書の受付後、記載内容について地域住民等に対して確認を行うことがあります。

## 7 廃止届出書の提出

事業を廃止し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年省令第46号）第11条に規定する再生可能エネルギー発電事業廃止届出書を経済産業大臣に提出した場合は、その写しを遅滞なく当町に提出してください。

## 8 撤去・処分時

- (1) 事業者は、事業を終了した発電設備の撤去及び処分について、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後に速やかに行ってください。また、撤去及び処分については誓約書（様式第4号）の事項を遵守してください。
- (2) 事業者は事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止等の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるよう努めてください。
- (3) 事業者は、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考に発電設備を適切に撤去及び処分してください。

## 9 その他

①このガイドラインの記載事項について、当町が必要と認めるときは、事業者に対して以下に掲げる必要な指導及び助言を行うことがあります。なお、必要な指導及び助言に従わない場合は町ホームページ等で事業者等を公表することがあります。

(1) 関係法令等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所管する行政機関に情報提供を行い、適切な指導等が行われるよう促します。

(2) 前号に該当する場合、当町は、国及び三重県と情報共有を図り、連携して対応するとともに、再エネ特措法に基づく指導及び助言、改善命令、認定の取消しの措置等について、再エネ特措法に基づく対応を国へ相談を行います。

(3) 事業全体の計画及び実施については、経済産業省資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づいて進めてください。

②再エネ特措法によらない出力 10kW以上 50kW未満の太陽光発電施設についても本ガイドラインや国、三重県のガイドラインを参考に事業を進めてください。

## 10 施行期日

このガイドラインは、令和6年9月1日から施行します。

## 11 経過措置

このガイドラインの施行日において既に太陽光発電施設の工事に着工している事業者又は既に太陽光発電事業を行っている事業者は、施行日以降の重要な変更、廃止等については、このガイドラインの規定により事業を行うものとします。

別表 ※区域設定については、本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令及び条例の規定により定義されるものではありません。

関係法令	対象区域等	区域設定
自然公園法 (三重県立自然公園条例)	特別保護地区	設置するのに適当でない区域
	第1種特別地域	
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
普通地域(※1)		
自然環境保全法 (三重県自然環境保全条例)	自然環境保全地域の特別地区	設置するのに適当でない区域
	自然環境保全地域の普通地区(※2)	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
森林法	保安林	設置するのに適当でない区域
三重県水源地域の保全に関する条例	特定水源地域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	設置するのに適当でない区域
	甲種農地	
	第1種農地	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	第2種農地	
	第3種農地	
市街化区域内の農地		
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護地区	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
河川法	河川区域 (河川予定地含む)	設置するのに適当でない区域
	河川保全区域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
三重県土採取規制条例	土の採取区域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
砂防法 (砂防指定地等管理条例)	砂防指定地	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
地すべり防止法	地すべり防止区域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地崩壊危険区域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
文化財保護法 (三重県文化財条例)	埋蔵文化財包蔵地	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	史跡・名勝・天然記念物の指定地	設置するのに適当でない区域
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

※1：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡を超えて、かつ、三重県景観計画の景観形成基準にある「主要な視点場」から眺望できる区域に限る。

※2：水平投影面積が200㎡を超える施設を設置する場合に限る。

菰野町長 宛

住 所  
 事業者 氏名又は団体名  
 及び代表者氏名

⑩

## 事業概要書

- この事業概要書は、「菰野町太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、事業者が菰野町へ提出するものです。
- 事業概要に必要な事項を記入の上、地域住民等に対する説明会開催の1か月前までに菰野町環境課へ提出してください。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図及び配置図を添付してください。

## 【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は、全て記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合、各々の地目と面積（㎡）を記入）		
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄 に現況地目を記入してください。		
4	土地所有者名		
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10		緊急連絡先	
11	総発電出力（kW）		
12	設置区域における関係法令の確認の有無	有 無（関係法令： ）	
13	事業認定申請予定		年 月
14	設置工事着手予定		年 月
15	運転開始予定		年 月
16	事前説明を予定している地域		
17	事前説明の開催（予定）日		

注1 事業概要書の提出後に、事業概要の主要事項（1～11）に変更があった場合には、事業概要書（変更）（様式第2号）を提出してください。

- 2 提供のあった情報は、必要に応じ、菰野町、三重県及び国の間で共有します。
- 3 地域住民等への説明の際は、この事業概要書等に基づき説明を行ってください。

菰野町長 宛

住 所  
 事業者 氏名又は団体名  
 及び代表者氏名

印

事業概要書（変更）

- この事業概要書（変更）は、「菰野町太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、事業概要書を提出した事業に変更があった場合に事業者が菰野町へ提出するものです。
- 事業概要に必要な事項を記入の上、地域住民等に対する説明会開催の1か月前までに菰野町環境課へ提出してください。
- 事項1～3、11 が変更となった場合には、太陽光発電施設の設置予定場所の位置図及び配置図を添付してください。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日	変更の有無
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は、 全て記入）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	事業予定地の面積（㎡）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合、 各々の地目と面積（㎡）を記 入）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	※現況地目が登記地目と異 なる場合は、右欄に現況地 目を記入してください。			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4	土地所有者名			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5	発電事業者	事業者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6		代表者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
7		住 所		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8		電話番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9		担当者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10		緊急連絡先		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11	総発電出力（kW）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12	事前説明の開催（予定日）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注1 事項1～12まですべてを記入し、変更の「有」「無」にチェックを入れてください。
- 2 提供のあった情報は、必要に応じ、菰野町、三重県及び国の間で共有します。
- 3 地域住民等への説明の際は、この事業概要書（変更）等に基づき説明を行ってください。

菰野町長 宛

住 所  
事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
連絡先及び担当者名

㊟

地域住民等への説明報告書

令和 年 月 日提出の {  
・事業概要書  
・事業概要書 (変更)} の内容に基づき、下記のとおり地

域住民等に説明会を行いましたので、報告します。

記

1. 説明会の場所及び日時等

(1) 説明会の対象となる地域住民等 \_\_\_\_\_ 区 {  
全体説明  
戸別訪問説明

(2) 場 所

(3) 日 時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 時 分から \_\_\_\_\_ 時 分まで

2. 説明会の内容

3. 地域住民等からの主な意見等

4. 3の意見に対する対応方針

※別途地域住民全体へ向けた説明会等の開催について要望された場合は、その予定について併せて記入してください。

※1 上記2～4について、この様式に収まりきらない場合は別紙（A4（様式任意））を添付してください。

※2 この報告書については、当町に提出する前に菰野町に提出するものと同じものを、説明を実施した相手方内容について確認を行ったうえで渡してください。その後、菰野町にこの報告書を提出してください。なお、菰野町はこの報告書の受付後、記載内容について地域住民等に対して確認を行うことがあります。

菰野町長 宛

## 誓約書

菰野町太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに基づき、事業概要書を提出するに当たり下記の事項について誓約します。

1. 太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理の際には、住宅メーカー、施工業者、太陽光パネルメーカー等に相談し、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理します。
2. 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、交付対象設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用について「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定します。その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において適切な廃棄・リサイクルを実施します。
3. 本事業に係る太陽光発電設備は、各種法令等を遵守した設備とします。
4. 菰野町暴力団排除条例(平成23年条例第2号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに四日市西警察署に通報を行うなど適切な措置を講じて暴力団排除に協力します。
5. 次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員
6. 本事業に関連し、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、菰野町に報告するとともに四日市西警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

令和 年 月 日

事業用住所:

法人名(屋号):

代表者職・氏名:

(署名又は記名押印)